

旅行券ご利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社読売旅行（以下「当社」といいます）は、当社が発行する旅行券をこの約款にしたがって取り扱うものとし、旅行券の所持者（以下「お客様」といいます）は、この約款によりお取引していただきます。

第2条（旅行券が利用できる場合）

1. お客様は、旅行券を当社の営業所又は事務所におきまして、旅行代金や各種乗車船券・クーポン券類（以下「旅行商品等」といいます）購入時のお支払いに、券面記載の金額でご利用いただけます。
2. 旅行券に有効期限はございません。
3. 当社の営業所又は事務所の数は、増減することがございます。

第3条（旅行券が利用できない場合）

1. 当社の営業所又は事務所以外の場所（交通機関、宿泊施設、観光施設、当社以外の旅行業者の営業所等）においては、旅行券をご利用いただくことはできません。
2. 当社の営業所又は事務所であっても、次の場合には旅行券をご利用いただくことはできません。
 - ① 旅行券が、偽造、変造その他不正行為に係るものであるとき。
 - ② お客様が旅行券を違法に取得したとき、または違法に取得された旅行券であることを知りながら、もしくは知ることができ
る状況で取得したとき。
 - ③ 旅行券の破損等により、営業所で旅行券を真券と認識することができないとき。
 - ④ 旅行券の破損等により、旅行券番号の照合ができないとき。
 - ⑤ 旅行券に、発行年月日及び発行営業所又は事務所名の記載がないとき。
 - ⑥ 旅行券裏面右下の三角片が切り取られているとき。

第4条（旅行券の利用方法）

1. お客様が、旅行券の額面以上の旅行商品等と引き換えるときには、旅行券と現金を併用してご利用いただくものとします。
2. 旅行券は額面未満の旅行商品等と引き換えるときには、釣り銭をお出しすることができません。
3. 旅行券は現金または他のギフト券類、他の券種と引き換えることができません。
4. 旅行券の払い戻しはできません。
5. 旅行券で旅行商品等と引き換え後に払戻しをする場合は、原則として、お客様が利用した旅行券と同一の額面の旅行券をお返します。ただし、手数料の発生等がある場合には、これを差し引いた上で、1,000円以上は旅行券、1,000円未満は現金でお返しいたします。
6. 旅行券でJR乗車券類等を購入される場合、お客様ご了解のもと、旅行券で購入したことを示す「商制」マークを券面に記入（押印）させていただきます。「商制」表示のある券類等の払い戻しは、購入された営業所又は事務所に限定されます。ご了解いただけない場合、旅行券ではJR乗車券類をご購入になれません。
7. 旅行券の盗難・紛失・破損等に対しては、当社はその責を負いません。

第5条（取扱の変更）

当社は、旅行券の取扱いについて、本約款を変更する場合、以下のURLの当社ホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

【<http://www.yomiuri-ryokou.co.jp>】

第6条（仕様の変更）

旅行券の仕様は、予告なしに変更になる場合があります。

附則

この約款は、2015年4月1日発行の旅行券から適用します。